

内部通報処理に関する規程を次のように定める。

平成18年3月24日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

公益通報処理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）におけるコンプライアンス態勢の強化に資することを目的とする。

(統括)

第2条 理事長は、機構の公益通報処理に関し統括する。

(窓口)

第3条 役職員等からの通報を受け付ける窓口は、次に掲げる者とする。

- (1) 常勤の監事
- (2) 総務部人事課長
- (3) 顧問弁護士のうち理事長が委嘱する者
- (4) その他理事長が指名する職員

2 法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部人事課長
- (2) 顧問弁護士のうち理事長が委嘱する者
- (3) その他理事長が指名する職員

(通報の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、書面及び面会とする。

(通報者及び相談者)

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 機構の役職員
- (2) 機構を退職した者
- (3) 機構に勤務している派遣労働者
- (4) その他関係業者等の機構と業務上の関係を有する者

(調査)

第6条 総務部人事課は、通報された事項の受理又は不受理を決定し、その結果を理

事長、理事長代理及び監事に直ちに報告する。ただし、通報された事項が総務部人事課に関するものである場合は、検査室が行う。

- 2 理事長は、前項により通報を受理した旨の報告を受けた場合は、その内容の真偽等について速やかに調査するものとする。
- 3 理事長は、必要に応じ、役職員等による調査チームを編成し、これに調査させることができる。
- 4 理事長が適当と認める場合には、第2項の調査は、前項の調査チームが行う調査をもって代えることができる。
- 5 調査チームは、前項の調査結果を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、調査結果の報告を受けて、コンプライアンスの推進に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第18号）第4条に定めるコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を開催し、通報内容の真偽等について審議等を行わせるものとする。

（協力義務）

第7条 各部署は、通報された内容の事実関係調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

（是正措置）

第8条 委員会の審議等の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（処分）

第9条 委員会の審議等の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は当該行為に関与した役職員に対し、役員については独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づく処分又はその他必要な措置を講ずることができ、職員については職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）又は非常勤職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第45号。以下「非常勤職員就業規則」という。）に基づき処分を課することができる。

（通報者等の保護）

第10条 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いをも行ってはならない。

- 2 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとらなければならない。
- 3 理事長は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員がいた場合には、前条の規定に準じて処分を課することができる。

（個人情報保護）

第11条 機構及び本規程に定める業務に関わる者は、通報された内容及び調査等で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 理事長は正当な理由なく個人情報を開示した役職員に対し、役員については通則法に基づく処分又はその他必要な措置を講ずることができ、職員については就業規

則又は非常勤職員就業規則に基づき処分を課することができる。

(通知)

第12条 機構は、通報者に対して、委員会の審議等の結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(不正の目的)

第13条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。理事長は、そのような通報を行った役職員に対し、役員については通則法に基づく処分又はその他必要な措置を講ずることができ、職員については就業規則又は非常勤職員就業規則に基づき処分を課することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第14条 第3条の窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第18号） 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成18年10月19日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第14号）
(施行期日)

この規程は、平成20年6月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第14号）

この規程は、平成24年5月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第26号） 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、改正後の公益通報処理に関する規程の規定及びコンプライアンスの推進に関する規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。